

平成28年度

第12回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成28年9月9日(金)

開会13時35分 閉会14時06分

場 所 教育委員室

平成 2 8 年度
第 1 2 回大分県教育委員会

【議 事】

- (1) 議 案
第 1 号議案 大分県立津久見高等学校海洋科学学校の本校化について
- (2) 協 議
①取消訴訟控訴審判決への対応について
- (3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	生徒指導推進室長	樋 口 哲 司
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課管理予算班主幹（総括）	徳 永 一 裕
	文化課長	佐 藤 晃 洋
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

23 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成28年度 第12回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は14時10分を予定しています。

よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

それでは、議事に入ります。

【議 案】

第1号議案 大分県立津久見高等学校海洋科学学校の本校化について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県立津久見高等学校海洋科学学校の本校化について」提案しますので、姫野高校教育課長から説明いたします。

(姫野高校教育課長)

第1号議案「大分県立津久見高等学校海洋科学学校の本校化について」説明いたします。

議案書の1ページ「提案理由」をご覧ください。香川県との大型実習船の共同運航が平成31年度から始まることや公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正により本校基準が削除されたことなど、海洋科学学校を取り巻く状況が分校化を決定した平成20年度当時と比べて大きく変化したため、海洋科学学校を平成29年度から本校としたいので議案を提出するものです。

2ページ「1 概要」をご覧ください。本議案にご承認をいただければ、平成29年度からの本校化に向け、本年第4回定例県議会に設置条例の一部改正案を上程したいと考えています。

「2」にこれまでの経過を整理しています。7月26日の教育委員会会議での協議を踏まえ、8月23日に津久見市、24日に臼杵市において地域別説明会を実施しました。本校化の検討に至った経緯や今後のスケジュール等を説明し、地域の方々から様々なご意見をいただきました。その時に出された意見や質問についてまとめたものが、3ページにあります。海洋科学学校の本校化に対して、両会場とも反対の意見はなく、水産業や海運業などの振興のためにも本校化には賛成であるといったご意見をいただきました。また、津久見市においては津久見高校の発展を願う声や臼杵市においては海洋科学学校の今後の充実を願う声などがありました。

次に、「3 本校化のメリット」についてです。まず、校長を中心とした水産教育の充実により、県の水産業振興に資する人材育成が促進されることや香川県との共同運航の準備や危機管理にスピード感を持って対応できること、さらには、海洋科学学校だけでなく津久見高校の充実を図ることができることなどが挙げられます。

最後に、「4」の今後のスケジュールについてです。校名の公募を9月12日(月)から26日(月)までの間行います。公募方法はホームページ等による一般公募とし、合わせて臼杵市・津久見市の中学校及び高校の生徒全員に応募用紙を配布したいと考えています。校名候補の決定については、10月の教育委員会会議を予定しています。その後、第4回定例県議会に設置条例の一部改正案を上程したいと考えています。

資料の4ページは海洋科学学校の特色ある学校づくりについてまとめたものです。今年度、機関コースを新設し、航海コース、食品コースと併せて3コース編成となりました。それぞれのコースで海洋関連産業の担

い手育成を行い、特色ある学校づくりを行っていきます。

資料の5ページには、校名候補決定の考え方を記載しています。枠内に記載している4つの視点を総合的に評価し、教育委員会会議で校名候補を決定していただきたいと考えています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

自然豊かな本県にとって、一次産業の発展は重要です。農林水産系高校の充実ということで、海洋科学学校の本校化はとてもよいことだと思います。スピード感をもって取り組んでほしいと思います。

(林職務代理者)

津久見高校は海洋科学学校を含めた3校が統合した学校ですので、その校歌や校章には海洋科学学校のことが入っていると思います。地域別説明会でも意見をいただいておりますが、海洋科学学校の本校化にあたって、これらをどうするのか、どのように考えていますか。

(姫野高校教育課長)

地域別説明会にも出席していた方々やPTA役員や管理職が集まって、津久見高校の今後の在り方を検討する会議を8月29日に実施しました。会議では、統合時に出来た校歌や校訓をこれからも大切にしていこうという意見や今後の学校の活性化のためにも地域と連携して学校づくりを進めていこうという意見が出されました。このような意見を踏まえて、今後、校長が校歌や校訓をどのようにするかを決定していくこととなります。

(岩崎委員)

2ページの「3」にある「本校化のメリット」として、「海洋科学学校だけでなく津久見高校の充実を図ることが出来る。」とありますが、具体的にはどういうことでしょうか。

(姫野高校教育課長)

これまでは津久見高校の管理職が分校である海洋科学学校の特色づくりや船員への対応などを行ってきました。本校化されれば、それぞれの学校に管理職を配置することになりますので、津久見高校の校長が津久見高校の教育に専念できるようになります。また、現在、「地域の高校活

性化支援事業」により支援していますが、普通科・工業科・商業科をあわせ持つ唯一の県立高校として、学力の向上や「つくみ蔵」を活用した特色ある活動を校長とともに活性化させていきたいと考えています。

(高橋委員)

校名の公募を行い、校名を決める際、柔軟に今のニーズに合った校名になるのでしょうか。

(姫野高校教育課長)

地域の方々の意見や生徒の思いなども大切にしながら、現在の海洋科学校という名称も踏まえ、総合的に評価してご決定いただきたいと思います。

(高橋委員)

地域振興と学校運営は強く結びついていると思いますので、地域の活力になるような校名にしていきたいと思います。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①取消訴訟控訴審判決への対応について

(工藤教育長)

それでは、協議の①「取消訴訟控訴審判決への対応について」藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

〈説明概要〉

・教員採用決定取消処分取消・国家賠償請求控訴事件の控訴審判決に対する今後の対応について

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

控訴審では一審と違い、加点された採用は違法であると認められたのにも関わらず、なぜ取消が認められなかったのか、そこをもう少しわかりやすく説明してください。

(藤本教育人事課長)

資料1ページにありますように、被控訴人は教員としての資格等を付与されたものとして、採用決定の存続及び適法性に信頼を寄せており、その信頼は保護に値するものであること、取消処分が適法であるかどうかは採用を維持することによる公益上の不利益とこれを取り消されることによる相手方の不利益を比較考量して判断するとされ、諸般の事情を総合考慮すると、採用を維持することが公共の福祉に照らして著しく不当とは認められないとの判断のもと、取消処分は違法との判断になったものです。

(松田委員)

教職というものは人を育てる仕事であることから、国民の信頼が高い職種だと思います。本来合格ではない者が正規の教員として教壇に立つことに対して不信感があります。

(高橋委員)

取消処分に関する下級審の判断が分かれているという説明がありましたが、そこを詳しく説明してください。

(藤本教育人事課長)

別の取消訴訟の一審判決では、採用は違法であるとされました。ここでは、その採用は試験の成績という重大な事実の基礎を欠き、地公法、教特法の趣旨に反するものであるからという判断に基づくものです。そして、採用を維持することによる公益上の不利益は相手方が被る不利益より重大であり、採用を維持することは公益上の観点から著しく相当性を欠くことから、取消処分は適法であると判断されました。

(首藤委員)

具体的にどのような加点があって、順位がどのように変わったのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

平成20年度試験の中学校保健体育では、採用予定3人に対し56人が受験しました。1次試験は合格ラインが11人でしたが、500点満点のところ__点の加点がされ、__点となり、本来__位であったものが__位となり、1次試験を合格しました。

2次試験は最終合格ラインが3人で、500点満点のところ__点の加点がされ__点となり、1次試験との合計点数では1000点満点のところ__点の加点がされ合計__点となり、本来__位であったものが__位となり、最終合格に至ったものです。

(岩崎委員)

今回の判決では、比較考量にあたり、地公法15条の成績主義、能力実証主義に違反したという事情の公益性についての考慮があまりなされていないのではないかと思います。県教育委員会は、当時、選考方法として選考試験における点数のみを基準として選考してきており、その点数の高い順に合格者とするのが確立していました。今回の事案は、被控訴人に加点がされなければ選考されていなかったことが明らかです。被控訴人に加点された結果、不利益を受けた方もいらっしゃいます。県民の教育に寄せる信頼は、このような制度の下で教員として採用されているという前提も含まれており、今回の問題についての違法性は極めて大きいと言わざるを得ません。県民としては、社会正義がどう実現されるかということに関心が寄せられていた問題です。取消をなすにあたっては、当時の県教育委員会が可能な限りの調査を尽くしたという事情もあり、本件の採用決定を維持すべきかどうかの比較考慮の判断においては、取消しない場合に侵害される公益性は小さくないと考えます。

私は上告すべき事案だと思います。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、ただ今いただきましたご意見を踏まえ、対応していきたいと思えます。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成28年度第12回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

第一号議案

大分県立津久見高等学校海洋科学校の本校化について

大分県立津久見高等学校海洋科学校を本校とする。

平成二十八年九月九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

香川県との大型実習船の共同運航が平成三十一年度から始まることや「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の改正により本校基準が削除されたことなど、海洋科学校を取り巻く状況が分校化を決定した平成二十年度当時と比べて大きく変化したため、海洋科学校を平成二十九年度から本校としたいので提出する。

平成28年度第12回教育委員会資料

大分県立津久見高等学校海洋科学学校の本校化について

高校教育課

1 概要

大分県立津久見高等学校海洋科学学校について、第1号議案にて審議し、承認の上は平成29年度から本校化するよう、平成28年第4回定例会に設置条例を上程したい。

2 経過

7月26日：第8回教育委員会

「本校化に向けた具体的検討」について協議

8月23日：地域別説明会（津久見市民会館）

8月24日：地域別説明会（臼杵市観光交流プラザ）

・説明内容：本校化の検討に至った経緯

今後のスケジュール予定 等

3 本校化のメリット

○校長を中心とした水産教育の充実により、県の水産業振興に資する人材育成が促進される。

○香川県との共同運航の準備や危機管理に、スピード感を持って対応できる。

○海洋科学学校だけでなく津久見高校の充実を図ることが出来る。

4 今後のスケジュール（予定）

○校名の公募

公募期間：平成28年9月12日（月）～平成28年9月26日（月）

公募方法：ホームページ等による一般公募

（臼杵市・津久見市の中学校及び高校の生徒全員に応募用紙を配布）

○校名候補の決定

10月教育委員会にて校名候補を決定

○設置条例の上程

第4回定例会に設置条例一部改正案を上程

○開校の予定

平成29年4月1日

津久見高等学校海洋科学学校の本校化に係る地域別説明会 【質疑の際の主な意見(抜粋)】

○8月23日(火) 津久見市

参加者：市長、市議会議長、教育委員長、教育長、津久見高校PTA会長・同窓会長
小・中学校校長会長、中学校PTA会長、など

- ・本校化には賛成だが、津久見高校の発展は津久見市の発展であり、津久見高校は必要な高校である。単独校化した後、海洋科学学校ともども津久見高校へも支援をお願いしたい。
- ・3校統合の新津久見高校の校歌・校章・校訓は、3校の統合によって出来たものなので、津久見高校の校歌や校章などについても再検討をしてもらいたい。
- ・本校になっても海洋科学学校と津久見高校は、つながりを大切にしてほしい。
- ・水産業(漁業)の振興のためにも、本校化については賛成である。
- ・保戸島では、本校化の件を非常に喜んでおり、機関コースを作っていたことも喜んで
いる。小さい学校でも特色を出せば、本校化していただけたということも喜ばしいこと。
- ・本校になることによってどのように発展するのか、どのように充実するのか等をもっと示
した方が良くと思う。
- ・平成20年の「3校統合」を議論した時と同様、今回の件も重きことだと捉え、地域へ情
報の提供や議論を丁寧に行っていただきたい。
- ・水産業や海運業の人材の育成のためにも海洋科学学校を本校にして欲しい。
- ・制度の変わり目の部分で子供たちが不安にならないようにしてもらいたい。
- ・教育委員会の意思決定の前に津久見高校の校歌や校章などをどうするかということを議論
してもらいたい。

○8月24日(水) 臼杵市

参加者：市議会副議長、教育委員長、教育長、商工会議所専務理事、市PTA連合会長
海洋科学学校PTA会長・同窓会長、県産業教育振興会常務理事、など

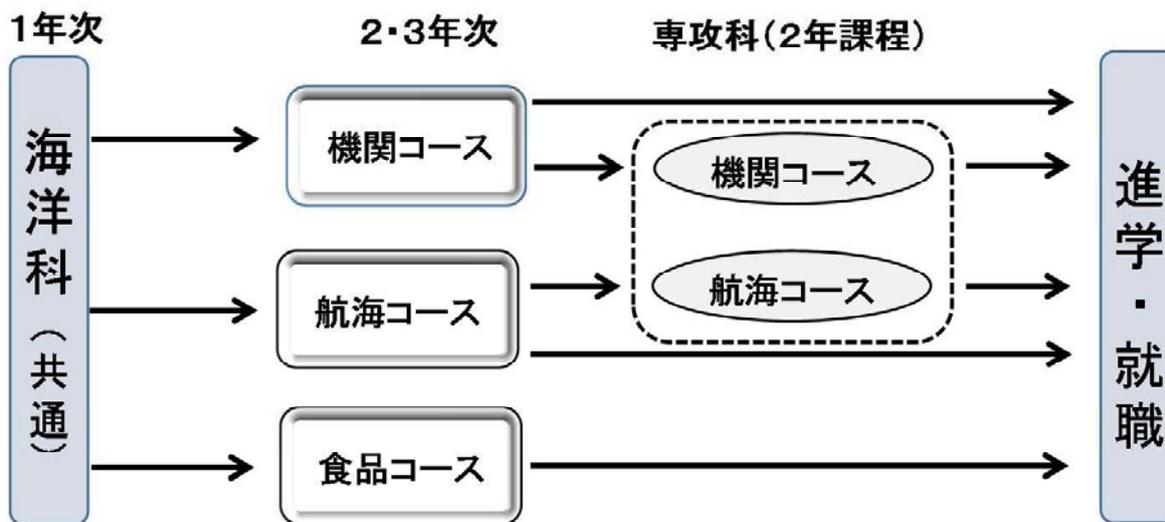
- ・水産業や海運業の人材の育成のためにも海洋科学学校の本校化には賛成である。生徒を確保
するため、中学校での進路指導においても、中学生へ海洋科学学校の魅力を伝えるようにし
て欲しい。
- ・造船技術の低下や従事者の減少が問題になっているが、クラスを増やして「造船科」を設
置出来ないか？
- ・海洋立国の日本にとって、水産系高校は大切である。もっと、子供たちに魅力を伝えて欲
しい。
- ・共同運航が始まった際、船員の身分や待遇はどのようになるのか？
- ・本校が設置された後、4月までの開校を迎える間、職員の配置等、県からの支援をお願い
したい。
- ・海技士の試験を受験するのに現在、高松まで行かなくてはならないが、本校化後は、大分
で受験出来るような仕組みを作ってもらいたい。
- ・学校の施設や設備は最新ではないので、臼杵にある造船業者の新造船(最新の機器を積み
込んだもの)の見学等を、実習を兼ねてお願いして見てはどうか？

大分県立津久見高等学校海洋科学校

地域や水産・海運業界のニーズに対応した学校づくりを目指します。

＜海洋科の目標＞

水産・海洋に関する基礎的知識及び漁業生産、船舶運航、食品生産、流通、環境に関する知識や技術を習得させ、水産業後継者や船舶職員をはじめ、地域産業を担う人材を育成する。



●機関コース(海洋工学系)

船舶機関の運転や整備に関する知識や技術を習得し、マリンエンジニアのエキスパートを目指す。

- ・専門科目: 船用機関、機械設計工作、電気理論、海洋環境
- ・目標資格: 5級海技士(機関)、4級海技士(機関)、JIS溶接、アーク溶接、ガス溶接、2級小船舶操縦士、危険物取扱者



●航海コース(海洋漁業系)

船舶の運航や漁業に関する知識と技術を習得し、シックス・キャプテンを目指す。

- ・専門科目: 漁業、航海・計器、船舶運用、海洋環境
- ・目標資格: 5級海技士(航海)、4級海技士(航海)、危険物取扱者、第2級海上特殊無線技士、2級小船舶操縦士、他



●食品コース(水産食品系)

水産物の生産・加工・流通に関する知識と技術を習得し、シーフードのスペシャリストを目指す。

- ・専門科目: 食品製造、食品管理、資源増殖
- ・目標資格: HACCP基本技能検定、食品技能検定、2級小型船舶操縦士、危険物取扱者 他



※平成28年度入学の生徒から、3コース編成

津久見高等学校海洋科学学校の校名候補について（平成28年9月9日）

高校教育課

- 1 校名候補決定の考え方（平成26年4月21日 新設校校名候補の考え方より）
地域の人々から親しまれ、特色・魅力・活力ある学校づくりを行うため、以下の視点を総合的に評価し、県教育委員会で決定する。

- ・公募による投票状況を踏まえた校名であること
- ・水産系高校がイメージ出来る校名であること
- ・将来にわたり地域や県民から親しまれ、愛されるような校名であること
- ・新しい時代を担い主体的に考え行動できる生徒像をイメージできる校名であること

2 校名候補決定までの流れ

(1) 公募

上記視点による校名案を公募する。

○公募期間：平成28年9月12日(月)～平成28年9月26日(月)

○公募方法：ホームページ等による一般公募

(臼杵市・津久見市の中学校及び高校の生徒全員に応募用紙を配布)

(2) 校名候補の決定

準備委員会を開催し、校名の候補案を選抜する。

○準備委員会 PTAや同窓会、学校評議員等で構成した準備委員会により、
1～3点選抜し、校名の候補として県教育委員会に推薦する。

○10月教育委員会にて校名候補を決定

【教育委員会 協議】

取消訴訟控訴審判決への対応について

平成28年9月9日
教 育 人 事 課

1 当 事 者 控 訴 人（一審被告）：大 分 県
被控訴人（一審原告）：_____氏

2 事 件 名 教員採用決定取消処分取消・国家賠償請求控訴事件

3 事案の概要

(1) 大分県教育委員会が平成20年9月8日付けで_____に対し行った教員採用決定取消処分について、同人が、本件採用決定には何ら取消原因となる瑕疵はなく本件取消処分は違法である等として、本件採用取消処分の取消しと金600万円の損害賠償を請求して大分地方裁判所へ提訴した。

(2) 平成27年2月23日大分地方裁判所において、①大分県教育委員会が平成20年9月8日付けで原告に対し行った本件採用取消処分を取り消す、②被告は原告に対し金33万円及び…支払済みまで年5分の割合による金員を支払えとの判決があった。

(3) 大分県は、平成27年3月9日、原判決中大分県の敗訴部分の取消と、_____の請求の棄却を求めて福岡高等裁判所へ控訴し、これに対して_____は、平成27年8月24日に損害賠償を金600万円とする附帯控訴を行った。

4 福岡高裁（二審）判決の結果

(1) 判 決 日 平成28年9月5日（月）

(2) 判決の結果

ア 主 文

- ・ 本件控訴及び本件附帯控訴をいずれも棄却する。

イ 争点に対する判断

① 本件採用決定の違法性について

- ・ 本件採用決定は、客観的・事後的にみれば、地方公務員法15条及び教育公務員特例法の要請する成績主義・能力実証主義の趣旨に反するものであった。

⇒本件採用決定は違法

② 本件採用決定を取り消したことの違法性

- ・ 被控訴人は、本件採用決定に同意し、教員としての資格等を付与された者として、本件採用決定の存続及び適法性について信頼を寄せており、かつ、被控訴人は、加点操作について何ら関与しておらず、被控訴人の上記信頼は法的にみて保護に値するものといえる。
- ・ 諸般の事情を総合考慮すると、本件取消処分によって生ずる不利益と、取消しをしないことによって本件採用決定に基づき既に生じた効果をそのまま維持することとの不利益とを比較考量するも、本件採用決定を維持することが公共の福祉に照らして著しく不当であるとは認めることはできない。

⇒本件取消処分は違法

【教育委員会 協議】

③ 国家賠償法上の違法性

- ・ 県教委は、地公法15条に違反した採用につき、個別具体的な事情を考慮することなく取り消すことができるとの考えのもと被控訴人側の関与があったかどうかなどの具体的事情を調査・検討することなく本件取消処分をしたものであるから、控訴人は国家賠償法1条1項に基づき、本件取消処分によって被控訴人に生じた損害を賠償する責任を負う。

⇒県教委が行った本件取消処分には、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかった過失があり、国家賠償法上違法

5 今後の対応について

取消処分について、上告を行いたい。

6 上告を行う理由

- ・ 地方公務員法及び教育公務員特例法の要請する成績主義・能力実証主義の趣旨に反する採用の違法性は重大であり、取消処分に関する下級審の判断も分かれているため、最高裁の判断を仰ぐ必要がある。

※ 平27. 3. 2の臨時教育委員会で上告することについては議決済み。
訴訟遂行の方針…「必要がある場合は、上告し、又は和解する。」

以 上